

お知らせ

大阪市立大宮中学校 学校協議会の会議を、次のとおり開催します。

平成 25 年 11 月 11 日

大阪市立大宮中学校学校協議会

委員長 橋本 汎

1 開催日時

平成 25 年 11 月 29 日（金） 午後 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

公開については午後 7 時 30 分から午後 8 時 00 分まで

2 開催場所

大阪市立大宮中学校 1 階 多目的室

3 案件

- (1) 全国学力学習状況調査について
- (2) 全国体力・運動能力調査について
- (3) 学校関係者評価について

4 傍聴者の定員

10 名

5 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催 30 分前から開催予定時刻までに、受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場することができます。

なお、傍聴の申込手続は先着順で行いますので、定員になり次第、申込手続を終了します

6 問い合わせ先

学校協議会事務局（本校教頭 奥 雅裕）（電話（06）6952-0435）

大阪市立大宮中学校 学校協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪市立大宮中学校 学校協議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を認める定員は10名以内とする。ただし、会長が必要と認めた場合については、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議の開催30分前から開催予定時刻までに、先着順に受付において申し込み、会長の許可を得た上で、事務局の指示を受けて会場に入場するものとする。

(傍聴者の守るべき事項)

第3条 傍聴者は、会場においては次の事項を守らなければならない。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等は行わないこと。ただし、会議の座長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 会議開催中は静かに傍聴することとし、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第4条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会長はこれを注意し、なおこれに従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。